

南砺市農業委員会第16回総会会議録

- 1.招集日時 平成27年 10月 2日
- 2.開会時刻 平成27年 11月 6日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成27年 11月 6日 午後3時05分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 22名 欠席委員6名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	欠
2	齊藤 勇一	欠	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	出	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	欠
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	欠	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	欠
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	欠	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認に

ついて

- 議案第 69 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 70 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地判定
について
報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知
書について
報告第 24 号 農地パトロールの実施結果について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局長 本日、2 齊藤委員、8 梅本委員、13 大谷委員、15 杉森委員、19 松平委員、25 中川委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 22 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。それでは、ただ今より第 16 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

会長 もう、数えるほどしか天気の良い日が無いなか、本日は貴重な晴れ間に総会となり、天気の巡り合わせが悪いと思いますが、ご出席いただきありがとうございます。

先日は視察研修に参加いただいた委員の皆さんにはご苦労さまでした。何かしら成果があったと思います。またいろいろなところで活かしていただきたいと思います。

お手元に配布してございます、富山県農業会議の広報誌ですが改正農業委員会法が成立ということで記載してあります。これは農業・農政に携わるすべての人が自ら考えねばならぬ事ともいえます。担い手をどうするか、あるいは農地をどうするか、特に新規参入を含めて今後の農業の行く末というものについて農政のそれぞれの機関が目指すところは同じだと思います。農業委員会は許認可事務が前に出やすい状況ですが、こういったことも重要ですのでまたよろしく願います。

それでは本日、出ております案件につきましてこれから順

次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思
います。

議長
(会長)

それでは只今より委員会を進めていきます。

これより議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

6番荒木健二委員、7番前川十一委員お願いいたします。

議長

それでは、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申
請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と
説明を求めます。(3条について説明)

事務局

＝議案第66号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は1件の申請がありました。面積は田396.00㎡、畑0.00
㎡ 計396.00㎡です。所有権移転に関するものです。

受付番号1番は、譲渡人は申請地を相続しましたが、市外
に居住しているため、耕作及び管理が出来ないことから、申
請地の隣接農地を所有の地元の方に譲り渡すものです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると考えます。

議長

何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第66号は原案どおり議決させていただきます。

事務局

次に、議案第67号「農地法第4条第1項の規定による許可
申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

＝議案第67号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で3件の申請がありました。面積は田1,153.00
㎡、畑0.00㎡、計1,153.00㎡です。

事務所、車庫	1 件	田 1 筆	800 m ²
車庫敷地	1 件	田 1 筆	279 m ²
貸家敷地	1 件	田 1 筆	74 m ²

受付番号 1 番は、申請人は塗装業を営んでいます。現在自宅において事務所、従業員休憩所、資材置場を、申請地近くで資材置場、大型車輛等の置場と 2 カ所に分かれて事業を行っていますが、作業効率が悪いため集約化するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、申請人は 5 人家族です。子どもも就職し自宅から通勤しており、全部で乗用車 4 台、農用トラック 1 台所有しています。現在は自宅前や農作業場の前に駐車している状態であることから 4 台分の車庫を計画したものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第一種住居）であることから 3 種農地と判断されます。

受付番号 3 番は、申請人は、申請地および隣接宅地、建物を裁判所の競売により取得したものです。前所有者において昭和 60 年頃申請地を無断転用し、現地に建物（車庫）を建築しています。前所有者は農家であり、かつ左官業を営んでいたことから、農業および左官業の車庫等として利用していたと思われます。現在は住宅を賃貸しており、申請人は取得時より農地への復元は困難となっていました。今回、現状の土地利用に合致させるため当申請をするものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 67 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 68 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 68 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で 3 件の申請がありました。面積は田 837.00 m²、畑 0.00 m²、計 837.00 m²です。

駐車場敷地	1 件	田 1 筆	187 m ²
資材置場	1 件	田 1 筆	637 m ²
住宅敷地	1 件	田 1 筆	13 m ²

受付番号 1 番については、当地区の墓地への進入路は大変狭く車のすり替えができないため、道路上に駐車せざるを得ない状況です。大変危険なことから安全性を考え自治会で墓地利用者用の 10 台分の駐車場を確保するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 2 番については、申請人は土木工事、建築及び建築物の解体工事、廃棄物処理などを営む会社です。現在使用している申請地隣接の営業所を今後土木部として土木作業の拠点とする事にしました。これまでトラックや資材は分散して置いていましたが、今後利便性や作業効率を考慮し事務所周辺に場所を確保して更なる業務拡大と安定を図りたい考えです。申請地は営業所の隣地となり出入りも安全に出来る事から、今後事業用駐車場及び資材置場として使用する計画です。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 3 番については、申請人は、本家の住宅敷地内にあった農作業所を取壊しその跡に分家住宅を新築しました。本家宅地を分割測量したところ一部隣接の田にはみ出していることが判明したため、早急に不手際を解消するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

議長

何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 68 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 69 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 今回は設定が 74 件、148 筆の申請があがっています。面積は、田 277,719.00 m²、畑 0.00 m²、計 277,719. m²です。

＝議案第 69 号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 69 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 70 号「荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地判定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 ＝議案第 70 号について議案書をもとに内容説明＝

申請農地は 276 筆 田 10,447.00 m²、畑 63,333.00 m²、計 73,780.00 m²です。この度

富山県西部森林組合から申請のあったもので国県市より補助を受けまして「森林環境保全直接支援事業」に取り組み間伐及び森林作業道を開設するものです。当地区は森林地帯ですが、一部に地目が農地となっている筆があることから非農地に認定し事業を進めたいというものです。現地調査の結果一帯は樹齢 40 年以上の杉が植林されており原状回復は困難と考えます。

議長 担当地域の委員からもコメントをいただきます。
まず、大きい面積のところでは利賀地域担当の前川委員
お願いします。

前川委員 この場所には以前集落がありました。既に皆さん離村して
おり、現況も杉が大木になっており現状回復は難しいと考
えます。

議長 次ぎに平地域担当の山本委員、コメントをお願いします。

山本委員 水路についても長期間管理されていません。現況も杉が大
木になっており復元は難しいと考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 70 号は原案どおり議決させていただきたいと思いま
す。

議長 次に報告事項に入ります。

報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に
ついて」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 今回は 12 件の届出がありました。田 1,441.06 m²、畑 0.00
m²、計 1,441.06 m²です。

＝報告第 23 号について説明＝

受付番号 1 番から 2 番は、議案第 67 号農地法第 4 条の受付
番号 1 に関係するものです。

受付番号 3 番から 4 番は、一度解約し新たに利用権設定さ
れるものです。

受付番号 5 番から 12 番は、市道改良により収用され所有者
が変更したことによる解約です。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長

次に、報告第 24 号「農地パトロールの実施結果について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 24 号について説明＝

耕作可能 43,547 m²、復元可能 69,904 m²合計 113,451 m²です。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。次にその他の案件に入ります。

事務局

- 農業委員会法改正について
- 地区別流動化率について
- 富山県農業委員会等研修大会
平成 27 年 11 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分から
- 中核農業者連絡協議会 視察研修について
平成 27 年 12 月 11 日 (金)
- 次回の委員会 平成 27 年 12 月 1 日 (火) 午後 2 時から

議長

何かご質疑はありますか。

(発言なし)

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長

その他、何かご意見はありますか。

(発言なし)

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第16回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時05分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長